

改善提言に基づく平成27年度の審査の品質管理における取組状況

平成28年3月28日
特 許 庁

【特 許】

I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の整備

・迅速性を堅持しつつ、審査の質を向上させるためには、審査体制の充実が欠かせません。そこで、審査体制の整備・強化のために恒常審査官や任期付審査官の増員を進め、34名の恒常審査官と106名の任期付審査官を採用しました。なお、すでに任期付審査官として10年にわたり経験を積んだ者が継続して審査業務を行えるよう、再採用の道も引き続き確保しました。(106名のうち再採用は56名。)

(効果)

・審査官の確保をはじめとする審査体制の整備・強化により、一次審査通知までの平均期間を対昨年度比で同様の水準を維持しつつ、権利化までの期間を短縮するなど、「世界最速・最高品質の特許審査」の実現に着実に取り組みました。

・国際審査官協議、外国文献調査の充実、PCT管轄拡大等の審査業務の国際化への対応の観点から、審査官の外国語能力の維持・向上に努めることが重要です。そこで、今年度は外国語研修の規模を拡大しました(受講者数は昨年度比で約3割増)。

(効果)

・外国語研修の規模を拡大したことにより、外国文献調査のより一層の充実が可能となったとともに、国際審査官協議をより充実したものとすることができるとの見込みです。

・審査の質を向上させるためには、品質管理体制の充実も欠かせません。そこで、昨年度に続き品質管理室職員5名を維持し、調査員(品質管理補助)は昨年度から8名増加した24名を確保して、品質管理のために必要な体制を整備しました。品質監査¹は、審査の質を全体的に把握する観点から、昨年度の

¹ 「品質監査」は、審査の質を把握することを目的とし、無作為に抽出された案件を対象に、審査官の処分等の判断及びその結果として作成された起案書の適否の確認を通じて、審査の質の分析・評価を行うものです。

試行期間を通じた分析をもとに、より適切な監査が実施できるよう主要な起案書²種別³を、再サーチも含めた品質監査を行う品質管理官（技術単位担当）⁴と、拒絶理由の論理構成及び起案書の内容の的確性を中心とした、再サーチを実施しない品質監査を行う品質管理官（総括担当）⁵が分担して本格的に実施しました。また、品質管理官（総括担当）の監査のための下準備を行う調査員（品質監査補助）を新たに配置しました。

（効果）

- ・起案種別に分担して品質監査を行う体制とすることで、主要な起案種別毎の審査の質の把握・分析を行うことが可能となりました。
- ・調査員（品質管理補助）を増員することで、形式的瑕疵をチェックする部分監査を行う期間の拡張や、審査官に提供している起案支援ツール（定められた様式に従っていない記載及び形式的な瑕疵等を検出可能なツール）の継続的な改善が可能となりました。
- ・調査員（品質監査補助）を配置することで、拒絶理由の論理構成及び起案書の内容の的確性を中心とした品質監査を行う品質管理官（総括担当）が、調査員（品質監査補助）の有する技術的知見を活用して、各部内の案件を横断的に監査することが可能となりました。

・審査の質の管理のためには、審査に関わる職員一人一人における品質管理への理解が欠かせません。そこで、審査官に対する法定研修等で品質ポリシーや品質管理システムなどの品質管理の基本に関する講義を引き続き実施し、受講者の理解の確認も行いました。また、審査長単位で期間を定めて品質に関する集中的な議論を行うこととし、品質管理に関する理解状況を確認すると共に、理解の促進を図りました。

（効果）

- ・審査長単位で期間を定めて品質に関する集中的な議論を行うことにより、各審査長単位における課題に対する共通認識が得られたり、今後の審査の質向上に関する取組への意識付けがなされるなど、この集中的な議論が、品質管理に関する理解の促進を図るために有効な手段であることが確認されました。
- ・法定研修等において、今年度新たに効果確認を実施したことに対し、受講者からは講義内容の理解を深めるために効果的であるとの肯定的意見が多くみられました。

² 審査官が作成した処分等に係る書面。

³ 最初・最後の拒絶理由通知、特許査定、拒絶査定、国際調査報告及び国際調査機関の見解書。

⁴ 各技術単位の案件を担当する品質管理官。

⁵ 管理職経験を有し、各部内の案件を横断的に担当する品質管理官。

Ⅱ. 審査の質の維持・向上のための取組の充実

・審査の質を向上させるためには、審査官間における判断基準を一定にするのみならず、特許権取得の予見性が高い、国際的に通用する審査をする必要があります。そこで、「特許・実用新案審査基準」を全面改訂し、簡潔かつ明瞭な記載とするとともに英語版も作成し海外発信しました。また、同時期に改訂された「特許・実用新案審査ハンドブック」においては、特許が認められる例と認められない例のバランスを考慮しながら事例や裁判例を充実させ、審査の基本的な考え方をより深く理解できるものとししました。改訂された「特許・実用新案審査基準」には、品質ポリシーに沿った審査が十分なされるように、品質ポリシーの基本原則に則った審査の基本方針を明記しました。そして、改訂された「特許・実用新案審査基準」の内容を審査官に周知するために、全ての審査官を対象とした説明会を開催しました。PCT国際出願に関して、より高品質な国際調査報告や国際予備審査報告を世界に発信するために、PCT国際出願に関する業務手順や判断基準を詳述した「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」を作成しました。また、とりわけ我が国の特許審査の信頼感を国際的に高める上で重要と考えられる「他庁を受理官庁とする英語PCT案件」を、新たに必須協議案件とすることで、審査官の意見交換や知識共有を促進しました。

(効果)

・平成27年9月16日付けで全面改訂した「特許・実用新案審査基準」、「特許・実用新案審査ハンドブック」を公表し、同年10月から全国で18回にわたって実務者向けに説明会を行いました。これに対してユーザーからは、審査の基本方針として、質の高い特許権の設定という視点をもって審査することが明記されている点が評価され、審査の流れに沿った審査のあり方が説明されている点などが、分かりやすく読みやすいとの意見が得られました。

・平成27年10月1日付けで、図解を加えて詳細かつ総合的にまとめた世界に類のない業務指針として「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」を公表し、同年12月に全国で3回にわたって実務者向けに説明会を行いました。これにより、国際調査機関及び国際予備審査機関としての我が国特許庁における審査官業務の適正かつ円滑な運用を促進させるとともに、その手続の透明性及び予見性においてより一層の向上が可能な環境が整備されました。また、PCT国際機関会合において、「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」について情報発信することで、海外の特許庁から高い評価が得られました。

・ユーザーにおける審査の納得性を高めるためには、審査官の判断をユーザーにわかりやすく伝える必要があります。そこで、国内外の出願人・代理人に審

査官の意図がより良く伝わるように、拒絶理由通知書に記載する項目の順序を定めるなどして、拒絶理由通知書等の記載を統一感があり読みやすい様式になるよう見直しました。さらに、見直しを行った記載様式の運用の定着を支援し、かつ、起案書の形式的な瑕疵を減少させるため、定められた様式に従っていない記載及び形式的な瑕疵等を検出可能な起案支援ツールを審査官に提供しました。

(効果)

- ・ユーザー評価調査において、拒絶理由通知書等の記載の印象の変化が「良くなってきている」との回答が26%で、「悪くなってきている」の4.6%を大幅に上回りました。同調査の自由記入欄では、統一感があり読みやすい様式が一因となって、より分かりやすい拒絶理由通知となりその後の対応がしやすくなったとの意見が多くみられました。
- ・全審査官への起案支援ツールの提供により、定められた様式に従っていない記載や形式的な瑕疵があった場合に、審査官に対し気付きを与えることが可能となりました。

・特許性の的確な判断のためには、最新の技術動向やビジネス動向の把握が必要です。そのため、審査官は学会への参加や企業との意見交換を行うことで最新の動向を把握するよう努めています。また、平成11年度から実施している特許出願技術動向調査を継続して行い、今年度は衛星測位システムを始めとする20のテーマで調査を開始しました。企業の事業戦略を把握しながら審査を進める事業戦略対応まとめ審査は、今年度4月から2月に35件の申請がなされ、369件の特許出願が当該施策の対象となりました。さらに、7月に10日間の日程で「巡回特許庁 in KANSAI」を開催し、34社150件の出張面接審査を行いました。2月には、「巡回特許庁 in OKINAWA」、「巡回特許庁 in 中部」をそれぞれ沖縄と名古屋で開催しました。

(効果)

- ・企業との意見交換や、審査官自らが学会に参加すること等の機会を得られた最新の技術動向やビジネス動向についての情報を、的確な特許性の判断に利用しました。

・審査官が作成した起案書の不備を低減するためには、これらの起案書に対する管理職による品質チェックとしての決裁⁶の充実が欠かせません。そこで、

⁶ 審査は審査官が行うもの（特許法第47条）ですが、「決裁」は、審査基準の統一的な運用をはじめとする審査の品質保証に関するニーズに応えることを目的とし、全案件を対象に、起案書に記載された内容の確認を通じて、起案書に誤りがないか及び担当技術分野におけ

改訂された「特許・実用新案審査基準」の内容も踏まえたガイドラインを策定しました。また、全決裁者を対象として決裁時に留意すべきポイントについての研修を実施しました。そして、決裁の際の審査官への指摘事項に関する情報の蓄積も開始しました。

(効果)

- ・ガイドラインを策定することにより、決裁の際に留意すべきポイントが明らかとなり、統一的な基準により決裁を行うことが可能となりました。
- ・指摘事項に関する情報の蓄積により、新たに把握できた決裁の際に留意すべきポイントなどを、必要に応じてガイドラインに反映させることが可能となりました。

・先行技術調査は審査の重要な柱の一つであり、調査のための基盤を恒常的に整備することや調査能力の維持・向上に努めることが重要です。そこで、今年度は、80 メイングループのF I分類表を改正し、16 テーマのFタームメンテナンスを行いました。外国特許文献調査については、外国特許分類情報（CPC等）、英語シソーラスといった文献調査に関する知識を収集・蓄積し、審査官間で共有・活用する取組を引き続き進めています。非特許文献検索については、2つの庁内DBの他、6つの検索系・36の文献取り寄せ系・3つの辞書系の商用DBを一つの庁内イントラネットからまとめてアクセス可能な状態を継続し、新たにISO等の規格文書を庁内DBに蓄積して審査官が簡便に利用可能としました。

・高品質かつ効率的な特許審査のためには、登録調査機関による先行技術調査を充実させ、これを効果的に活用することが欠かせません。そこで、登録調査機関の選定にあたり、昨年度に納品された全件のサーチについて審査官がサーチ結果を評価し、その評価結果を考慮することを継続して行いました。また、新規の技術分野の調査を行う調査業務実施者に対して、OJTを継続して実施し審査官が直接育成を行いました。さらに、中韓文献翻訳・検索システムを用いた先行技術調査の暫定試行を含め、外国特許文献の先行技術調査を拡充しました。

(効果)

- ・先行技術調査については、80メイングループに及ぶF I分類表の改正、16テーマのFタームメンテナンスによって検索インデックスの整備を進めたことから、今後さらに効率的に調査を行うことが可能となります。
- ・登録調査機関による先行技術調査の対象となった案件に占める外国特許文献検索外注件数の割合を、約50%（平成26年度：7.7万件／14.9万件）から約

る統一的な運用がなされているかの確認を行うものです。

70%（平成27年度：10.4万件／15.5万件）に増加させ、外国特許文献の先行技術調査を拡充させました。ユーザー評価調査において、外国特許文献調査の印象の変化が「良くなってきている」との回答は9.1%であり、「悪くなってきている」との回答は0.5%でした。このことから、ユーザーからの要望が高い外国特許文献調査についても改善傾向にあることが伺えます。

・非特許文献検索についても、新たにISO等の規格文書を庁内DBに蓄積することで、審査官がより効率的かつ網羅的に検索を行える環境整備に寄与することができました。

Ⅲ. 品質検証のための取組の充実

・品質の検証のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要です。そこで、ユーザー評価調査を引き続き実施し、より的確にユーザーの意見を聴取するために、調査票の項目を追加するとともに、昨年度から実施している在外ユーザーへの調査の規模を拡大する等、多様なユーザーニーズの調査を可能としました。

（効果）

・ユーザー評価調査において、新たに項目を追加したことによって、平成27年4月から開始した拒絶理由通知書等の記載様式の見直しによる効果を一定程度確認することや、ユーザーが考える今後注力した方がよい観点を分析することが可能となりました。

・業界や企業との意見交換の機会を利用して、審査の質に関するユーザーの声を引き続き把握しています。特に特許庁幹部は、国内外の企業経営層との間でも審査の質を含めた特許庁の取組について幅広く意見交換しています。

（効果）

・意見交換において、日本の審査の質は各国と比較して高いとする声が多く聞かれる一方で、拒絶理由の説明や、外国文献および非特許文献の検索をさらに充実すべきといった意見をいただきました。

・ユーザーから寄せられた意見については、適切に集約・分析し、必要に応じて審査長等にフィードバックを行いました。さらに、ユーザーから寄せられた意見の中から特に注意すべき事項がある場合は、事例をパターン化した上で、品質管理の基本に関する講義の中で紹介するとともに、品質管理の庁内誌を通じて審査官に対して定期的に情報提供を行いました。

（効果）

・事例をパターン化して、講義や庁内誌において定期的に情報提供し、審査官

からの意見や要望を受け付けることで、審査の品質向上に対する審査官の意識付けを行うことができました。

・審査の質をよりの確に把握するためには、品質監査の充実も重要です。そこで、品質監査の時期を決裁後、かつ、発送前に統一し、監査により発見された瑕疵を解消した上で発送できるような仕組みを整えました。また、形式的瑕疵をチェックする部分監査において、特定期間に特定の技術単位について集中的に監査を行うことでフィードバック効果を高めました。

(効果)

・形式的瑕疵をチェックする部分監査を、上半期に集中的に行うことでフィードバック効果を高めた結果、形式的瑕疵の減少につながりました。

IV. 海外の特許庁との協力・情報発信

・企業のグローバル活動を支援するには、我が国の審査結果が海外で尊重され、国際的な権利確保を円滑に行い得る環境を構築する必要があります。そこで、我が国特許庁の審査の質に関する取組について、五庁品質管理会合において積極的に情報発信するとともに、海外の特許庁と協力関係を構築し、人的交流による審査の質に関する取組の情報収集も継続して行いました。さらに、欧州特許庁及びスウェーデン特許登録庁との間で共同分析を継続して実施するとともに、新たに米国特許商標庁との間でも共同分析を開始しました。

・企業のグローバル活動を支援することを目的として、日米の特許審査官が協働して調査を実施する日米協働調査試行プログラムを8月から試行期間を2年として開始しました。

(効果)

・五庁品質管理会合においては、我が国特許庁の審査の質に関する取組について積極的に情報発信するとともに、審査の質に関する取組の最新情報を収集することができました。また、PCT国際機関会合において、図解を加えて詳細かつ総合的にまとめた世界に類のない業務指針として、平成27年10月に公表した「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」について情報発信することで、海外の特許庁から高い評価が得られました。さらに、米国特許商標庁等との間で共同分析の実施を通じてコミュニケーションをとることにより、相互理解・相互信頼を深めることができました。

・日米協働調査試行プログラムについては、2016年2月末時点で計30件の申請を受理し、うち10件のファーストアクションを日米ほぼ同時に発出しました。このプログラムによって、日米両国での早期かつ同時期の特許権の取得を可能とする仕組みを提供することができました。

V. 審査の質についての目標設定

・審査の質の管理を行うに当たっては、品質についての目標を設定することが望まれます。しかし、審査の質を評価するための指標の作成は容易ではなく、設定の仕方によっては審査に偏りを与え、適切な審査に影響を与えるおそれもあります。そこで、まずは海外の特許庁における、指標に基づいた審査の質についての目標設定の状況を把握するため、各庁の品質管理実務者へのアンケート・ヒアリング調査を開始しました。

(効果)

・24の海外の特許庁への調査の結果、回答が得られなかったところが6庁、目標が設定されていないところが1庁、設定はされているが公開していないところが7庁、目標を公開しているところが10庁でした。また、審査の質についての目標設定に関して、指標に基づいて行っていることが特定できた5庁のうち、全ての庁が、審査に着手するまでの期間等、期間を指標として使用していることがわかりました。

【意匠】

I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の整備

・審査の質を向上させるためには、品質管理体制の充実が欠かせません。そこで、今年度から新たに品質管理の企画・立案を専任として行う者を1名設けるとともに、品質監査においてチェックを担う者としてサーチ担当品質管理官を2名任命し、品質管理のために必要な体制の強化を図りました。

(効果)

- ・品質管理官の人数の増員及び専任化により、サーチに関する品質監査の試行等の品質監査の拡充、ユーザー評価調査の規模拡大、品質管理に関するマニュアル等の品質管理関連資料の整備・改訂等、各種品質関連施策の一層の充実が図られました。
- ・サーチ担当品質管理官を配置することで、サーチ結果の妥当性を分析・検証する「サーチに関する品質監査」の試行を実施できました。その結果、サーチの適切性について確認するための観点や、将来の監査体制を確立するための論点・課題の抽出が可能となりました。

・審査の質の管理のためには、審査に関わる職員一人一人における品質管理への理解が欠かせません。そこで、審査官に対する法定研修等や課内研修で品質ポリシーや品質管理システムなどの品質管理の基本に関する講義を実施し、受講者の理解の確認も行いました。

(効果)

- ・課内研修を実施し理解の確認を行ったことで、審査官一人一人に品質管理についての重要性・必要性に関する意識を、より一層醸成することができました。また、法定研修等において、今年度新たに効果確認を実施したことに対し、受講者からは、講義内容の理解を深めるために効果的であるとの肯定的意見が多くみられました。

II. 審査の質の維持・向上のための取組の充実

・審査の質を向上させるためには、審査官間における判断基準を一定にする必要があります。そこで、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応するために、「意匠審査基準」を国際意匠登録出願受付前までに一部改訂しました。主な改訂内容は、新たに「国際意匠登録出願」の項目を追加するとともに、「審査の進め方」の項目にも「国際意匠登録出願の場合の拒絶の通報」を追加し、国際意匠登録出願に関する意匠審査の具体的な手続を定めました。また、国内外ユーザーにもわかりやすいものとなるよう、意

匠審査基準の英訳も公表しました。

さらに、サーチや判断のばらつき軽減を目的に昨年度から行っていた管理職と審査官との協議に加え、国際意匠登録出願の審査に関しては、全案件を必ず協議することとしました。

(効果)

・国内出願については、2014年7月から運用を開始した協議及び協議結果の他の審査官への共有によって、審査官一人一人の意識が高まりました。ユーザー評価調査においても、最近一年程度の質全般を尋ねる項目を新たに追加したところ、印象の変化について「良くなってきている」との回答を一定程度得ることができました。

・国際意匠登録出願の審査に関しては、全案件に対して管理職と審査官間での協議を行うことにより、国際意匠登録出願の審査に関する知識・情報共有が促進され、国内出願と同等の審査を行うことができました。

・なお、画像を含む意匠について、現行法下における登録対象の拡充と創作非容易性判断基準の明確化のための意匠審査基準改訂を行いました。この改訂意匠審査基準は、2016年4月1日から適用します。

・意匠の的確な把握のためには、最新の製品・技術動向やビジネス動向の把握が必要です。そのため、審査官は学会への参加や企業との意見交換を行うことで最新の動向を把握するよう努めています。また、意匠出願動向調査を継続して行い、今年度は自動車とファッションに関するテーマで調査を開始しました。企業の事業戦略を把握しながら審査を進める事業戦略対応まとめ審査は、1月末までに3件の申請がなされ、41件の意匠出願が対象となりました。出願人・代理人との面接は1月末までに385回実施しました。

(効果)

・企業との意見交換、事業戦略対応まとめ審査の機会や、意匠動向調査で得られた最新のデザイントレンドやビジネス動向についての情報を収集することで、的確な出願意匠の特徴の認定に利用することができました。

・出願人・代理人との面接は、ユーザー評価調査において確認した審査官とのコミュニケーション（面接、電話による連絡等）に関して、回答者のうち7割以上から「満足」「比較的満足」との回答が寄せられ、非常に丁寧な対応であるとユーザーからも高い評価が得られました。

・サーチは審査の重要な柱の一つであり、調査のための基盤を恒常的に整備することや調査能力の維持・向上に努めることが重要です。そこで、ロカルノ国際分類の定義を作成するとともに、ロカルノ国際分類を日本意匠分類に則

して細分化した新意匠分類案の作成及び新意匠分類定義案作成のための調査事業を開始しました。

(効果)

- ・調査結果を今後、サーチの効率化の観点から分析を行うことに用います。

Ⅲ. 品質検証のための取組の充実

- ・品質の検証のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要です。そこで、引き続き業界や企業との意見交換の機会を利用して、審査の質に関するユーザーの声を把握しました。
- ・ユーザー評価調査において、よりの確にユーザーの意見を聴取するために調査手法を見直し、外部委託して実施することで調査対象者数を大幅に増やしました（国内 278 社、外国 51 社）。

(効果)

- ・ユーザー評価調査において、一部外部委託して実施したことで、対象者数を大幅に増やして実施（昨年度 70 社⇒今年度 329 社）することができ、アンケート結果について、より信頼性を向上させることができました。
- ・ユーザー評価調査において、最近一年程度の質の印象の変化等の項目を追加することによって品質ポリシーの策定・品質マニュアルの整備等を始めとする品質管理に関する各種取組による効果を確認することや、ユーザーが考える今後注力した方が良い観点を分析することが可能となりました。

- ・審査の質をよりの確に把握するためには、品質監査の充実も重要です。そこで、サーチに関する品質監査の試行を行いました。また、新たに導入されたハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際意匠登録出願の審査に関しては全案件を必ず協議することとし、その協議の内容を利用して様々なケースに関する情報収集を行うことで、どのような観점에서国際意匠登録出願の品質監査を行うか、検討を行っていきます。

(効果)

- ・サーチ結果の妥当性を分析・検証する「サーチに関する品質監査」の試行を実施したことで、確認手法や観点の問題点が明確となり、来年度の試行に向けての準備ができました。また、試行結果を管理職から審査官にフィードバックすることで、よりコミュニケーションを深めることができました。
- ・なお、全案件を協議対象とすることとしていた国際意匠登録出願については、今後も引き続き、全案件の協議を行っていきます。

IV. 海外の特許庁との協力・情報発信

・企業のグローバル活動を支援するには、我が国の審査結果が海外で尊重され、国際的な権利確保を円滑に行い得る環境を構築する必要があります。そこで、我が国特許庁の審査の質に関する取組について、日中韓意匠専門家会合等の国際会合や、WIPO審査（上級）コース研修等の新興国向けの研修を通じて情報発信を行うとともに、審査の質に関する取組の情報収集も行いました。

（効果）

- ・初開催となる意匠5庁会合及び日中韓意匠専門家会合等の国際会議、新興国向けの研修を通じて、我が国特許庁の審査の質に関する取組について積極的に情報発信を行うとともに、海外の特許庁における審査の質に関する取組の情報を収集することができました。さらに、日米・日韓・日中のバイ会合では、審査手法や品質管理等に関する情報提供を通じ相互理解を深め、我が国の意匠審査に対する高い信頼を得ることができました。

V. 審査の質についての目標設定

・審査の質の管理を行うに当たっては、品質についての目標を設定することが望まれます。しかし、審査の質を評価するための指標の作成は容易ではなく、設定の仕方によっては審査に偏りを与え、適切な審査に影響を与えるおそれもあります。そこで、まずは海外の特許庁における、指標に基づいた審査の質についての目標設定の状況を把握するため、各庁の品質管理実務者へのアンケート・ヒアリング調査を開始しました。

（効果）

- ・23の海外の特許庁への調査の結果、回答が得られなかったところが5庁、目標が設定されていないところが3庁、設定はされているが公開していないところが8庁、目標が公開されているところが7庁でした。また、審査の質についての目標設定に関して、指標に基づいて行っていることが特定できた5庁が審査期間を指標として使用していることがわかりました。
- ・なお、主な実体審査国である米国、韓国については、米国は意匠独自のものではなく特許と同じ品質目標を使用しており、韓国については品質目標がありませんでした。

【商 標】

I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の整備

・審査の質を向上させるために、審査の品質管理体制の充実が欠かせません。そこで、品質管理官の人数を1名増加するとともに、兼任の者を専任化して専任の者を1名増加し、12名（専任2名）の品質管理官を選任し、品質管理のために必要な体制の強化を図りました。また、平成27年4月から出願受付を開始した新しいタイプの商標の審査のために、専任の審査チームを編成し、新制度に対応するための審査実施体制を確立するとともに、新しいタイプの商標の審査に際しての知識及び能力向上を図ることを目的とした研修等の機会も新たに設け、8テーマについて、延べ572名が受講しました。さらに、商標課において企画立案体制の強化を図るべく、審査の品質管理について客観的かつ一元的に管理を行うための品質管理専門部署の設置に関し、平成28年度の実現に向けて取り組んでいます。

（効果）

- ・品質管理官の人数の増員及び専任化により、品質監査の拡充、審査関連文献の整備・改訂等、各種品質関連施策の一層の充実が図られました。
- ・新しいタイプの商標の審査のための文献整備や研修の実施などを行うとともに、新制度への審査実施体制を確立することにより、通常の商標審査処理とおよそ同程度に、迅速に審査処理を行うことができました。（出願受付から6月後の10月時点において43件の登録査定を通知。）

・審査の質の管理のためには、審査に関わる職員一人一人における品質管理への理解が欠かせません。そこで、審査官に対する法定研修で品質ポリシーや品質管理システムなどの品質管理の基本に関する講義を引き続き実施し、受講者の理解の確認も行いました。さらに、全審査官を対象に、品質向上に関する意識付けを目的とした講義を実施しました。講義は理解度を高める観点から少人数形式で実施し、講義後に受講者の理解の確認も行いました。

（効果）

- ・法定研修等において、今年度新たに効果確認を実施したことに対して受講者からは、講義内容の理解を深めるために効果的であるとの肯定的意見が多くみられました。
- ・全審査官を対象に講義を行うことにより、講義後、参加者の約9割を超える審査官から、商標審査の品質管理に関する意識が向上した（又は大きく向上し

た)との回答を得ることができました。また、少人数形式で行うことで、活発な意見交換が行われ、参加した審査官から、今後の審査の質の向上に関する取組についての要望や提案などを得ることができました。

II. 審査の質の維持・向上のための取組の充実

・審査の質を向上させるためには、審査官間における判断基準を一定にする必要があります。そこで、「商標審査基準」について、「商標の識別性関連(3条)」の見直しを行っており、改訂案をまとめました。また、新しいタイプの商標の審査に対応するために、「商標審査基準」を改訂し、審査を進め、更なる審査運用の明確化を目的として「商標審査便覧」を改訂しました。そして、「商標審査基準」の内容を審査官に周知するために、全ての審査官を対象とした説明会を開催しました。さらに、審査官同士の協議を実施しており、協議は、案件を担当する審査官が自発的に行うもののほか、所定の条件を満たす案件については必ず実施し、審査官同士の意見交換や知識共有の促進を図っています。

(効果)

- ・「商標審査基準」について、「商標の識別性関連(3条)」の見直しを行ったことにより、改訂後の審査基準が施行される2016年4月以降から、これまで以上に、商取引を取り巻く環境の変化やユーザーニーズ、近時の裁判例等の動向をふまえた審査が期待されます。
- ・審査官同士の協議を実施することにより、審査官間の判断のばらつきを防止するとともに、著名性の認定等について、迅速・的確な判断を行うことが可能となっています。ユーザー評価調査においても、最近一年程度の質全般の印象の変化を尋ねる項目を新たに追加したところ、「改善傾向にある」との回答を一定程度得ることができました。

・商標審査における商標の識別性及び類似性の適切な判断のためには、最新の取引実情やビジネス動向の把握が必要です。そこで、今年度も商標出願動向調査を継続して行いました。また、商標課及び各審査室において、業界や企業との意見交換の促進を図り、平成27年度は、昨年度実績の約2.5倍(19件→51件)の意見交換を行い、商標の識別性や類似性について、積極的に意見聴取を行いました。

(効果)

- ・昨今の取引実情やビジネス動向を踏まえた商標の出願動向を把握することに

より、また、企業・専門家・業界団体等との意見交換を実施することにより、識別性の判断や類似性の判断等、業界毎に特色のあるニーズを収集することができ、商標審査基準改定の議論等や審査運用において、ユーザーニーズを反映させることができました。

・審査官が作成した起案書の不備を減少させるためには、これらの起案書に対する管理職による品質チェックとしての決裁の充実が欠かせません。そこで、決裁の充実を図るために、決裁における基準・観点を定めた文書を策定しました。また、審査官が起案書を作成する際に一元的な考え方に基づいて統一感を持って作成できるように、拒絶理由通知書等の起案書を作成する際の留意点をまとめた文書を策定しました。

(効果)

- ・決裁における統一的な基準・観点を定めた文書を策定したことにより、決裁の際に留意すべきポイントが明らかになり、決裁者が統一的な基準・観点から効率的に起案書のチェックを行うことが可能になりました。
- ・拒絶理由通知書等の起案書を作成する際の留意点をまとめた文書を策定することにより、審査官による起案作成の一連の流れの中で留意すべき事項が明らかになり、起案書における記載漏れや記載内容のバラツキ等を未然に防ぎ、効率的に審査を進めることが可能になりました。

Ⅲ. 品質検証のための取組の充実

・品質の検証のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要です。そこで、ユーザー評価調査を引き続き実施し、よりの確にユーザーの意見を聴取するために調査手法を見直し、外部委託して実施することで調査対象者数を倍増（200社→400社）しました。

(効果)

- ・ユーザー評価調査において、一部外部委託して実施したことにより、対象者数を倍増（調査対象社の出願件数ベースで出願約15%程度の割合）して実施することができ、多様なユーザーニーズの調査を可能とし、アンケート結果について、より信頼性を向上させることができました。
- ・ユーザー評価調査において、最近一年程度の質全般の印象の変化を尋ねる項目を新たに追加することで、品質ポリシーの策定・品質マニュアルの整備等をはじめとする品質管理に関する各種取組による効果を確認することができました。

・審査の質をよりの確に把握するためには、品質監査の充実も重要です。そこで、品質管理官のうち監査を実施する品質管理官を1名増やし（8名→9名）、また、実施期間を1ヶ月延長（2か月→3か月）するとともに、監査件数についても倍増（1,680件→3,150件）し、品質監査の充実を図りました。また、品質監査対象案件のうち、登録査定案件については全て、品質監査の時期を決裁後、かつ、発送前に実施して、監査により発見された瑕疵を解消した上で発送できるような仕組みを整えました。

（効果）

- ・品質監査を実施する品質管理官を1名増員したことにより、品質監査の対象案件をほぼ倍増することが可能になり、品質監査の充実を図ることができました。
- ・登録査定案件に関する品質監査において、監査の時期を発送前に実施したことにより、監査時に発見した瑕疵を解消することが可能になり、形式的瑕疵の減少にもつながりました。

・審査における判断が審判における判断と相違する場合、その相違する要因を分析することが審査の質の向上には欠かせません。そこで、拒絶査定不服審判が請求された案件のうち、審判の段階で拒絶査定が覆った案件について、要因分析を行い、審判部門と審査部門とで、4回の意見交換を実施しました。また、新たに、平成26年度に異議申立され、取消決定がなされた案件全件についても、審決の要点を一覧にまとめ、審査と審判とで判断が異なった要因等の分析を行いました。

（効果）

拒絶査定不服審判が請求された案件だけでなく、異議申し立てされ、取消決定がなされた案件についても分析することにより、審査段階で登録査定の判断をした案件及び拒絶査定の判断をした案件の双方向からの審査と審決との判断相違に関する多角的な要因分析結果を得ることができ、審査に反映させることができました。

IV. 海外の特許庁との協力・情報発信

・我が国特許庁における審査の品質管理の取組に対する理解やプレゼンスの向上を図るためには、国内のみならず海外に向けても適切な情報発信がなされている必要があります。そこで、我が国特許庁の審査の質に関する取組について、国際会議や新興国向けの研修を通じて情報発信を行いました。さらに、我が国特許庁からの提案で、日米欧中韓の商標5庁における会合において、新たに、商標審査に関する品質管理の取組をそれぞれの庁が情報共有するセッションが実施されることになりました。加えて、海外ユーザー団体の年次会合に新たに参加して協力関係を構築しています。

(効果)

商標5庁における会合、国際会議、新興国向けの研修を通じて、我が国特許庁の審査の質に関する取組について積極的に情報発信を行うとともに、海外の特許庁における審査の質に関する取組の情報を収集することができました。さらに、会合後、複数の国から、日本の品質管理の取組について、問合せがあり、我が国の取組に関するアピールの成果を実感することができたとともに、更なる資料提供や情報提供を行うことにより、海外の特許庁との協力関係をより一層強化することができました。

V. 審査の質についての目標設定

・審査の質の管理を行うに当たっては、品質についての目標を設定することが望まれます。しかし、審査の質を評価するための指標の作成は容易ではなく、設定の仕方によっては審査に偏りを与え、適切な審査に影響を与えるおそれもあります。そこで、まずは海外の特許庁における、指標に基づいた審査の質についての目標設定の状況を把握するため、各庁の品質管理実務者へのアンケート・ヒアリング調査を開始しました。

(効果)

23の海外の特許庁への調査の結果、回答が得られなかったところが4庁、目標が設定されていないところが5庁、設定はされているが公開していないところが8庁、目標を公開しているところが6庁でした。また、審査の質についての目標設定に関して、目標特定ができた5庁のうち、4庁が審査期間を指標として使用していることがわかりました。